## 国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定に基づき、次の地図及び簿冊を同条第二項の規定により認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして平成二十七年三月十三日付けで指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第十九条の規定に基づき公告する。

平成二十七年三月三十日

国土交通大臣　太田　昭宏

| 測量及び調査を行った者の名称 | 地図及び簿冊の名称 | 測量及び調査を行った地域 |
|---|---|---|
| 農林水産大臣 | 国営農地再編整備事業　真狩地区1工区確定測量図及び換地計画書 | 北海道虻田郡真狩村字泉、共明、光及び社の各一部 |
| 農林水産大臣 | 国営農地再編整備事業　由仁地区（4工区）確定測量図及び換地計画書 | 北海道夕張郡由仁町川端及び東三川の各一部 |
| 農林水産大臣 | 国営農地再編整備事業　由仁地区（2工区）確定測量図及び換地計画書 | 北海道夕張郡由仁町東三川及び岩内の各一部 |
| 農林水産大臣 | 国営農地再編整備事業　中鹿追地区第4工区確定測量図及び換地計画書 | 北海道河東郡鹿追町鹿追北5線の一部 |
| 独立行政法人都市再生機構 | 金田東地区確定測量図及び調査簿 | 千葉県木更津市金田東一丁目～六丁目 |
| 独立行政法人都市再生機構 | 越谷レイクタウン地区確定測量図及び調査簿 | 埼玉県越谷市レイクタウン一丁目～九丁目 |
| 独立行政法人都市再生機構 | 下高井地区確定測量図及び調査簿 | 茨城県取手市下高井、野々井、寺田、県取手三丁目の各一部 |
| 独立行政法人都市再生機構 | 国際文化公園都市（西部工区）地区確定測量図及び調査簿 | 大阪府茨木市彩都あさぎの全部、彩都やまぶきの一部、箕面市彩都粟生北の全部、粟生南の一部 |
| 名張市 | 名張市結馬地区確定測量図及び調査簿 | 三重県名張市結馬の一部 |
| 名張市 | 名張市安部田地区確定測量図及び調査簿 | 三重県名張市安部田の一部 |
| 名張市 | 名張市赤目町丈六地区確定測量図及び調査簿 | 三重県名張市赤目町丈六の一部 |
| 名張市 | 名張市赤目町柏原地区確定測量図及び調査簿 | 三重県名張市赤目町柏原の一部 |
| さいたま市 | さいたま市緑区大字三室の一部用地確定測量図及び調査簿 | 埼玉県さいたま市緑区大字三室の一部 |
| 名古屋港管理組合 | ガーデンふ頭における登記等業務委託に伴い作成した地図及び調査簿 | 愛知県名古屋市港区港町地内の一部を除く地区 |

| | | |
|---|---|---|
| 向日市 | 向日市鶏冠井町石橋地区地積測量図及び調査簿 | 京都府向日市鶏冠井町石橋の一部 |
| 北陸地方整備局　富山河川国道事務所 | 国道8号豊田新屋立体整備事業の用地取得に伴い作成した地図及び調査簿 | 富山県富山市小西の一部 |

# 公　告

## 諸　事　項

### 犯罪被害財産支給手続終了決定公告

盛岡地方検察庁検察官

平成27年3月30日

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第21条第1項第6号の規定により犯罪被害財産支給手続を終了することとしたので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　盛岡地方検察庁　平成24年第1号

2　犯罪被害財産支給手続終了決定の年月日　平成27年3月30日

3　終了決定をした理由

資格裁定を受けた者に対して被害回復給付金の支給等を行った結果、給付資金に残余が生じたものの、当該給付資金をもっては追加支給に要する費用等を支弁するのに不足すると認め、新たに給付資金を保管することとなる見込みがないため。

4　この公告に関する問合せ先

〒020―0023　岩手県盛岡市内丸8番20号

盛岡地方検察庁　被害回復給付金担当　電話番号019―622―6195（内線241）

5　その他

(1)　上記支給手続を終了する決定に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該決定をした検察官が所属する検察庁の長（盛岡地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記4のとおり）。

(2)　当該決定の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該決定の取消しの訴えを提起することができます。

ア　審査の申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。

イ　支給手続を終了する決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(3)　当該決定の取消しの訴えは、当該決定に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（盛岡地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。